

令和 7 年度 IPO 等に向けた成長支援プログラム業務委託
に係る提案競技実施要領

1 委託事業名

令和 7 年度 IPO 等に向けた成長支援プログラム業務委託（以下「支援業務」という。）

2 目的

本支援業務は、新規上場等を目指すスタートアップ企業の経営に関する現状分析・課題抽出を行い、成長に向けた経営課題の解決を支援するものである。本支援により、資本政策・販路拡大・労務管理等の課題解決を後押しすることで、成長のロールモデルとなるスタートアップ企業を創出することを目的とする。

なお、上記目的を達成するため、事業の実施にあたっては、以下のとおり、実施事業者を公募し、提案競技によって選定するものとする。

3 履行期間

契約締結の日 から 令和 8 年 3 月 31 日 まで

4 委託業務内容

事業の目的を達成するため、以下の業務を委託するもの。（附帯する事務及び報告書等の作成も含む。）委託業務内容の詳細については、別紙「委託業務仕様書」を参照の上、事業提案書にて提案すること。

- （１）経営に関する現状分析・課題抽出
- （２）プロジェクトの実施・成長支援
- （３）プロジェクトフォロー
- （４）広報、支援対象企業の募集・選定
- （５）報告書作成

5 事業費

委託料上限額 28,404 千円（消費税相当額を含む。）

※別紙「委託業務仕様書」の「４ 費用の考え方」を確認すること。

※本提案競技は本業務委託に関する令和 7 年度予算案の成立を前提としており、本業務委託の契約締結は、令和 7 年度予算の成立後となる。

※令和 7 年度予算については、令和 7 年第 1 回福岡市議会の議決後に決定する。実際の契約額については、議決後の予算の範囲内において、最優秀提案者の提案内容等を参考にし、改めて見積もりを徴したうえで決定するものとする。

※最終的な業務委託料については、支援対象企業数によって異なる。

6 提案競技参加資格

次の各号に掲げる資格（以下「参加資格」という。）を有する者でなければ、この提案競技に参加することはできない。

- (1) 福岡市内に本店、または支店・営業所等がある法人格を有する団体であること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当する者でないこと。
- (3) この提案募集の開始の日から契約の相手方となる事業者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、福岡市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置または排除措置を受けている期間がある者でないこと。

※措置要領が掲示されているホームページアドレス

https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku_kanri/keiyaku_hp/law_index.html

- (4) この提案募集の開始の日から契約の相手方となる事業者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、措置要領別表第 1、第 2 および第 3 の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (5) 市町村税を滞納していない者であること。
- (6) 消費税および地方消費税を滞納していない者であること。
- (7) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者または会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (8) 福岡市暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

※なお、最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第 1、第 2 および第 3 の各号に規定する措置要件に該当した場合または提出した書類または電子ファイルに虚偽の記載をした場合、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

※複数の事業者で構成する共同企業体として参加する場合は、すべての構成員が参加資格を有する必要がある。

7 公募スケジュール（予定）

- | | |
|-------------------|------------------------|
| (1) 募集開始 | 令和 7 年 2 月 19 日（水） |
| (2) 質問書締切 | 令和 7 年 2 月 28 日（金）17 時 |
| (3) 質問についての回答 | 令和 7 年 3 月 5 日（水）（予定） |
| (4) 参加申込締切 | 令和 7 年 3 月 7 日（金）17 時 |
| (5) 事業提案書締切 | 令和 7 年 3 月 12 日（水）12 時 |
| (6) 選定委員会（プレゼン審査） | 令和 7 年 3 月 17 日（月）（予定） |
| (7) 最優秀提案者決定・通知 | 令和 7 年 3 月末頃（予定） |
| (8) 契約締結 | 令和 7 年 4 月上旬（予定） |

8 提案競技に関する質問

提案競技参加にあたり、疑義が生じた場合は、「質問書（様式第 1 号）」を提出すること。

(1) 提出期限

令和7年2月28日(金)17時

(2) 提出先・提出方法

質問書を「16 事務局」のメールアドレスへ提出すること。また、質問書を提出した際は、その旨を事務局へ電話連絡すること。

(3) 質問についての回答

令和7年3月5日(水)(予定)に下記のホームページに掲示する。

http://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/sangakurenkei/business/iposhien_shitsumonkaitou2025.html

※電話による質問には一切応じない。

9 提案競技参加申込

提案競技に参加する場合は、下記の資料を提出すること。

(1) 提出書類

① 提案競技参加申込書(様式第2号)

② 誓約書(様式第3号)

注1) 様式第3号に代表者の所在地、商号または名称、代表者役職名、氏名を記入すること。

③ 役員名簿(様式第4号)

注1) 様式第4号に、代表者及び役員の氏名、フリガナ、生年月日(元号表記)を記入すること。

注2) この情報は、福岡市が関連する事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用する。

注3) 役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう。(監査役、監事、事務局長は含まない。)

④ 登記事項証明書

注1) 法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること(履歴事項全部証明書でも可)。

⑤ 市町村税を滞納していないことの証明書

注1) 福岡市内に本店又は支店・営業所等を有する者については、福岡市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金(本税及び延滞金等)に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。

注2) 上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で、直近2年分の市町村税の滞納がないことが確認できるものを提出すること。

⑥ 消費税及び地方消費税納税証明書

注1) 本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。

注2) 証明書の種類は「納税証明書(その3)」を選択すること(「その3の2」「その3の3」でも可)。

※共同企業体で申し込む場合は、すべての構成員が「① 事業提案書」及び「② 見積書」を除くすべての提出書類を準備し、代表事業者が取りまとめて提出すること。

(2) 提出期限

令和7年3月7日(金) 17時

(3) 提出先・提出方法

(1) に示す提出書類を「16 事務局」のメールアドレスへ提出すること。また、書類を提出した際は、その旨を事務局へ電話連絡すること。

※ 電子データのファイル形式はPDFとする。

※ 添付ファイル合計は 10MB 以下とし、容量を超える恐れがある場合は、分割して送信すること。

(4) 留意事項

- ・ 提出期限以降の提出は、一切受け付けない。
- ・ 共同企業体で申し込む場合は、代表事業者を決定し、「共同企業体構成事業者一覧」(書式自由)を作成すること。なお、すべての構成員が(1)に記載の提出書類を準備し、代表事業者が取りまとめて提出すること。
- ・ 提案競技参加申込書等提出後に参加を辞退する場合は、参加辞退届(様式第5号)を提出すること。

10 事業提案書について

提案競技参加申込書等を提出し、本提案競技に参加する事業者は、「4 委託業務内容」及び別紙「委託業務仕様書」の内容を踏まえ、以下のとおり事業提案書等関係書類を提出すること。

(1) 提出書類

①事業提案書

- ・ 様式例を参考に作成すること。他の様式でも構わないが、様式例の記載項目は必須とし、その他に記載すべき項目がある場合は追加すること。

※提案する事業内容は、事業費の範囲内で対応可能な内容を記載すること。

※事業費の範囲外の対応になる場合は、その旨を必ず記載すること。

- ・ A4 版横、横書き、15 ページ以内(表紙、目次は含まない)。
- ・ 事業提案書は、参加事業者名を記載したもの(正本)と、参加事業者名が分からないように消したもの(副本)の2種類をそれぞれ提出すること。
- ・ 表紙には、表題として「令和7年度IPO等に向けた成長支援プログラム事業提案書」と提出年月日のみ記載すること。
- ・ 表題の次ページは目次とし、目次の次ページ以降、ページ番号を付すること。

②見積書

- ・ A4 版、2 ページ以内。
- ・ 業務委託内容を実施するために必要な経費は、「5 事業費」を上限額として見積書に記載すること。
- ・ 本書及び別紙「委託業務仕様書」を参照のうえ、委託業務全体に係る見積書と、支援対象企業1社分に係る見積書をそれぞれ1枚ずつ作成すること。なお、事業提案書と同様に参加事業者名を記載したもの(正本)と、分からないように消したもの(副本)の2種類を提出すること。

※事業提案書にて提案した内容は、契約を締結した際に責任をもって履行できる内容とすること。

※提出書類のうち、新たに設立された法人等であり、納税に関する証明書等の提出ができない場合は、「申立書（様式不問）」に当該事実を記載のうえ提出すること。

(2) 提出期限

令和7年3月12日（水）12時

(3) 提出先・提出方法

(1) に示す提出書類を「16 事務局」のメールアドレスへ提出すること。また、書類を提出した際は、その旨を事務局へ電話連絡すること。

※ 電子データのファイル形式はPDFとする。

※ 添付ファイル合計は 10MB 以下とし、容量を超える恐れがある場合は、分割して送信すること。

(4) 留意事項

- ・提出期限以降の提出は、一切受け付けない。
- ・期限までに事業提案書等の提出がなされなかった場合は、提案競技参加申込書（様式第2号）を提出していた場合であっても、参加を辞退したものと見なす。
- ・事業提案書等提出後に参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式第5号）を提出すること。

11 選定委員会（プレゼン審査）

提出された事業提案書等の内容について、総合的に評価し、契約の相手方となる事業者を決定（以下「採択」という）するため、プレゼンテーション審査及び質疑応答を実施する。

(1) プレゼンテーション審査

プレゼンテーション審査及び質疑応答は、当該事業を主に実施する担当者が説明を行うこと。プレゼンテーション審査当日の資料の追加・持ち込み等は認められない。

①日時：令和7年3月17日（月）（予定）

※日時や参加方法等の詳細は、提案競技参加申込者に対し後日連絡する。

②プレゼンテーション時間：1社あたり25分（予定）。（説明：15分、質疑応答：10分）

(2) 評価の観点及び配点

別表「IPO等に向けた成長支援プログラム 評価表」のとおり

(3) 結果通知

令和7年3月末頃（予定）にすべての提案者に電子メールで通知するとともに、最優秀提案者名については、福岡市ホームページ上にて公表する。

(4) 留意事項

- ・プレゼンテーション審査実施時には、「10 事業提案書について」にて提出した、参加事業者名が分からないように消した（副本）事業提案書を使用することとし、説明内容についても参加事業者名が分からないように発表すること。
- ・選定における審査、採点の内容に関する質問には一切応じない。
- ・各選定委員が採点した評価項目配点の平均点数が6割に達しない場合は、最優秀提案者としない。
- ・プレゼンテーション審査に出席しなかった場合は、本提案競技を辞退したものとみなす。
- ・提案競技参加申込者が多数の場合は、事業提案書による書類審査（1次審査）を実施し、プレゼンテーション審査対象者を決定する場合がある。
- ・評価結果が同点の場合においては、評価表の項目「事業内容」の評価が高いものを上位と

する。

- ・提案競技参加申込者が1社である場合であっても、プレゼンテーションを実施した上で、評価表に基づき評価を実施し、最優秀提案者とするか否かを決定する。

12 その他の留意事項

- (1) 本提案にかかるいかなる費用についても、提案者の負担とする。
- (2) 提案競技において使用する言語及び通貨は、商標及び固有名称を除き日本語並びに日本国通貨に限るものとし、使用する通貨単位は「円」とする。
- (3) 事務局から参加者に対して、必要に応じて追加資料等の提出を求めることがある。
- (4) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じる一切の責任は、提案者が負うものとする。
- (5) 採択された提案内容については、事務局と提案者の協議により、事務局から提案者に対して内容の変更を求めることがある。
- (6) 提出された提案書の内容は、契約を締結した際に提案者が事業費の範囲内で責任を持って必ず履行できる内容とすること。
- (7) 選定結果の採点内容に関する質問には一切回答しない。
- (8) 提出された提案書は業者選定の事務に限り複製する場合がある。
- (9) 提出物は返却しない。なお、契約に至った場合に活用する他は、業者選定以外の目的で提案者に無断で使用することはない。
- (10) 提案書提出後の内容の変更は認めない。ただし、明らかな誤字・脱字などの場合は、この限りではない。
- (11) 本委託業務の全部を第三者に再委託することは禁止する。
- (12) 一事業者から複数の参加提案を行うことは認められない。また共同企業体として参加する場合は、構成員のすべてがその他の共同企業体の構成員及び提案者になることはできない。
- (13) 詳細の業務内容については、福岡市が契約締結の際に契約相手方候補と協議のうえ仕様書を作成し、それに基づき実施するもの。
- (14) 企画提案書の著作権はその提案者に帰属する。
- (15) 企画提案書の利用について第三者から権利の侵害等の訴え、または紛争が生じたときは、その提案者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、また福岡市に何等かの損害を与えたときは、その提案者は損害について賠償するもの。

13 契約の概要

(1) 契約の締結

提案競技選定委員会によって決定した最優秀提案者を契約相手方候補とし、最終的な契約内容・仕様等を協議し、業務委託契約手続きを行う。なお、契約締結に至らない場合は、次点の者を契約相手方候補として業務委託契約手続きのための協議を行う。

(2) 契約期間（予定）

契約締結の日（令和7年4月以降） から 令和8年3月31日（火） まで

(3) 契約金額

契約金額は、契約相手方候補の提案書に盛り込まれた「見積書」を参考に、福岡市と契約相

手方候補の協議により決定する。

14 失格事由について

以下に該当する者は失格とし、本提案競技への参加を無効とする。

- (1) 提出締切までに必要な書類が揃わなかったとき。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (3) 提出された「見積書」が5の「委託料上限額」を超えるとき。
- (4) 選定委員等に対する不正な行為が認められたとき。
- (5) 事業推進に必要な手続きを行わないとき。
- (6) その他、事務局が不正と認める行為があったとき。

15 添付資料

- ・別紙 委託業務仕様書
- ・業務委託契約書（案）
- ・様式第1号 質問書
- ・様式第2号 提案競技参加申込書
- ・様式第3号 誓約書
- ・様式第4号 役員名簿
- ・様式第5号 参加辞退届
- ・【様式例】事業提案書

16 事務局

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号 福岡市役所 14 階

福岡市経済観光文化局創業推進部創業・大学連携課

担当者：持丸、清森

電話番号：092-711-4030（直通）

メールアドレス：sogyodaigaku.EPB@city.fukuoka.lg.jp

別表 「IPO 等に向けた成長支援プログラム 評価表」

項目	評価の観点	配点
基本事項	○事業目的や趣旨、IPO 等に必要な知見や支援内容を理解しているか。 ○事業を実施するにあたって、経験・実績や独自の強みがあるか。	20
事業内容	○支援対象企業の経営に関する適切な現状分析・課題抽出が可能か。 また、その実施体制及び実施スケジュールは適切か。 ○支援対象企業の成長につながる専門的な知識をもつ支援担当者又はプロ人材のバリエーションやスキル、保有人数や人物像は具体的であるか。 ○支援の方法は効果的か。支援体制は整っているか。 ○支援対象企業の事業進捗管理体制やフォローアップ体制は十分か。 ○支援対象企業と運営事業者又は運営事業者がマッチングするプロ人材との間にミスマッチが生じた場合を想定した対応は適切か。 ○効果的な広報手法が提案されているか。 ○全体にわたり、これまでの実績やノウハウを活用した有効な提案となっているか。 ○その他、事業実施にあたって創意工夫や有益な提案等となっているか。	100
業務推進体制	○業務を遂行するにあたり、実施体制は十分か。 ○準備期間を含め、適切なスケジュールが設定されているか。	20
費用	○事業の内容に見合った適正な経費で積算されているか。 ○支援を実施する人件費の積算は適切か。	10
合計		150

※提案する事業内容は、事業費の範囲内で実施できる内容を記載すること。

※ふくおか『働き方改革』推進企業認定事業で認定された企業については、採点時に5点を加算する。